

# 愛知みずほ大学及び愛知みずほ短期大学 障がい学生支援に関する基本指針

令和2年3月

## 1. 目的

この指針は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を踏まえ、愛知みずほ大学及び愛知みずほ短期大学（以下、本学）における障がいのある学生に対する修学支援に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 基本方針

本学は、「障害者の権利に関する条約（国連）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に則り、すべての教職員が障がいを理由とする差別の解消に取り組むように努めるとともに、障がいのある学生が障がいのない学生と平等に教育・学校生活に参加できるよう修学の機会を確保する。

## 3. 支援の対象者

本学に在籍中及び入学を希望する障がいのある学生を対象とする。

## 4. 障がいのある学生の定義

対象となる者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障がい者、すなわち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。

## 5. 差別的取り扱いの禁止

本学のすべての教職員は、在籍中及び入学を希望する障がいのある学生に対して、正当な理由なく、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いをしてはならない。

## 6. 合理的配慮の提供

- (1) 障がいのある学生及び保護者等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある学生の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮を提供する。
- (2) 合理的配慮の決定に当たっては、当該学生の教育的ニーズと意思を尊重しつつ、本学の教育体制、財務状況を勘案し、当該学生と十分な合意形成・共通理解を得て行う。当該学生が単独で意思の表明が困難な場合には、本学は、当該学生や保護者等が意向を表明できるよう支援し、双方の建設的対話による相互理解を通じて行う。

## 7. 相談窓口

障がいのある学生と保護者等からの合理的配慮を含む支援に関する相談に応じるため下記の窓口を設け、必要に応じて関係部署と連携して、対応可能な支援を行う。

【入学前】 入試担当者

【入学後】 チューター

## 8. 支援体制

入学前あるいは入学後、合理的配慮を含む支援を要望する学生と保護者等からの相談内容に基づき、当該学科長、チューター・コンシェルジュ、関係教職員が、要望内容に対する合理的配慮を含む支援可能な事項についての話し合いを行い、学生・保護者等と本学双方の合意による内容の支援を行う。

## 9. 紛争の解決

障がいのある学生が、不当な差別的取扱いを受けていると考えた場合、また合理的配慮を含む障がい学生支援の内容やその決定過程に対して不服がある場合は、共学共生委員会において調査・検討が行われ、この指針の考え方に基づいた共通理解を図り、和解を実現していく。

## 10. 研修及び啓発

本学は、教職員に対し、障がいを理由とする差別の解消と障がい特性についての理解の促進を目的に、必要な研修・啓発を行うものとする。

### 11. 指針の見直し

本学は、社会情勢の変化等が、合理的配慮の内容や程度等に大きな進展をもたらす場合、必要に応じて、この指針を見直し、充実を図るものとする。

### 12. 情報公開

本学は、在籍中及び入学を希望する障がいのある学生に対して、支援の方針や相談体制等をホームページ等を通じて公開する。

(注) 本指針で使用する用語の定義は以下のとおりである。

#### (1) 社会的障壁

障害者基本法第2条第2号に規定する社会的障壁とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」をいう。即ち、障がいがある学生にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを指す。

#### (2) 合理的配慮

障害者の権利に関する条約第2条に規定する合理的配慮とは、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」をいう。